

小城市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

佐賀県小城市

(令和6年6月改訂版)

目 次

第1章 基本的な事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 芦刈町の概況	
2 人口及び産業の推移と動向	
3 行財政の状況	
4 地域の持続的発展の基本方針	
5 地域の持続的発展のための基本目標	
6 計画の達成状況の評価に関する事項	
7 計画期間	
8 公共施設等総合管理計画との整合	
第2章 地域の持続的発展のために実施すべき施策	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	・ ・ ・ ・ ・ 9
2 産業の振興	・ ・ ・ ・ ・ 12
3 地域における情報化	・ ・ ・ ・ ・ 22
4 交通施設の整備、交通手段の確保	・ ・ ・ ・ ・ 24
5 生活環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 26
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・ ・ ・ ・ ・ 30
7 医療の確保	・ ・ ・ ・ ・ 36
8 教育の振興	・ ・ ・ ・ ・ 37
9 集落の整備	・ ・ ・ ・ ・ 42
10 地域文化の振興等	・ ・ ・ ・ ・ 44
11 再生可能エネルギーの利用の推進	・ ・ ・ ・ ・ 46
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	・ ・ ・ 47

第 1 章 基本的な事項

1 芦刈町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

芦刈町は、明治 22 年 4 月の町村制施行に伴い小城郡三王崎村、芦溝村、浜枝川村、永田村、道免村、下古賀村が合併し、芦刈村として発足し、昭和 42 年 4 月には、町制施行し、芦刈町となった。また、平成 17 年 3 月 1 日には、小城町、三日月町及び牛津町と合併し、小城市となった。

芦刈町は、佐賀県のほぼ中央に位置し、有明海の最奥部にあって、北は牛津町、東は福所江を境に佐賀市久保田町、西は牛津川を隔てて牛津町、杵島郡江北町と接し、さらに六角川を隔てて、杵島郡白石町と相對し、佐賀平野の一角をなし、有明海に面した純農村地帯である。町の総面積は、16.67 km²。東西約 3 km、南北約 5.4 km の長方形をなし、農用地は、全体の約 65% を占めている。三方を河川に囲まれた平坦地域で、用排水兼用のクリークが縦横に走り、独特の農村景観を呈している。南部の有明海に面する河口には、干潟が形成され、芦刈海岸では希少動物の楽園となっている。また、世界でも唯一のムツゴロウ、シオマネキの保護区として知られている。

芦刈町は、干拓地として形成され、その歴史は古く、室町時代までさかのぼり、干拓による海岸堤防に沿って集落が形成され、現在も一部に第 2 線堤防の面影が残っている。住ノ江港は、かつて杵島炭鉱の石炭の積出港として賑わっていたが、石炭の衰退とともに周辺の人口も減少していった。肥沃で広大な佐賀平野で作付ける米と干満差を生かしたノリ養殖が町産業の二大柱の基幹産物である。よって、町の諸施策は、これらを保護育成するために動いてきた。道路網としては、沿岸の都市を結ぶ有明海沿岸道路及び国道 444 号、南北に県道牛津芦刈線、東西に県道江北芦刈線が市道と交差し、町域を循環することができる。

(2) 過疎の状況

芦刈町の過疎の状況としては、昭和 30 年代以降過疎化の傾向にある。その割合は、表 1-1 (2) のとおりとなっており、このまま推移すればさらなる人口減少が予想される。また、平成 27 年における高齢者比率は、市全体が 25.7% に対し、芦刈町は 31.9% と高くなっている。今後も年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加し、人口の自然減少が進むものと予測される。

これまで、小中一貫校の整備、芦刈地区都市再生整備計画による公共施設の整備、認定こども園の設置や有明海の漁場の保全及び生産基盤の充実等の事業を行ってきた。

また、定住・移住施策として、平成 24 年度から平成 31 年度まで取り組んだ住宅取得奨励金、転入奨励金等の助成制度により、幾分、芦刈町の人口減少もゆるやかとなった。しかし、現在も少子高齢化の進行と人口減少、厳しい地域経済と雇用環境など多くの課題に直面し、今後も地域間競争の激化が予想される。

芦刈町の基幹的な道路網の整備は、令和 2 年度末現在、改良率 71.1%、舗装率 100% と着実に実績を上げているが、今後も暮らしや通勤、通学などの利便性を高める幹線道路を中心とした改良等が必要である。また、下水道の未整備地区もあり下水道事業の推進も求められる。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要

昭和 35 年の芦刈町の産業別就業人口の構成は、第 1 次産業従事者が 62.2%、第 2 次産業従事者が 9.8%、第 3 次産業従事者が 28.0%であったが、平成 27 年には、第 1 次産業従事者が 21.0%、第 2 次産業従事者が 23.4%、第 3 次産業従事者が 55.7%と市域全体と同じく、第 1 次産業から第 3 次産業へ就業構造が変化している。(表 1-1 (5) 参照)

第 1 次産業は、就業構造的には減少を続けているが、依然として市の基幹産業である。農業及び水産業の活性化が地域の活力を生み出し、就業機会の創出につながると考えられることから市内各地域において生産される農林水産物や加工品に一定の品質と付加価値を付けて、安定した生活設計と経営を目指す必要がある。

第 2 次産業は、雇用確保による若者定住を図るため、時代の変化と将来を見据えた創業や新しい産業の創出を支援するとともに、企業誘致に努める必要がある。

第 3 次産業は、小規模商店の閉鎖等が問題となっているが、地域社会の中で市民が安心して生活関連商品の購入等のサービスを楽しむように事業を推進する必要がある。

合併による旧 4 町の「宝」というべき地域資源を市の広域的な観光戦略に活用するため、地域の歴史や文化、そして豊かな自然や食を生かした観光スポットについて多様なメディアを活用した PR、インバウンドにも配慮した施設整備などを行い、観光客の満足度が向上するようにサービスの充実を図る必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

芦刈町の人口は、昭和 35 年の国勢調査によると 8,364 人を有していたが、平成 27 年の国勢調査では 5,430 人にまで減少している。また、高齢者比率(65 歳以上の人口比率)が高くなり、平成 17 年を境に若年者比率(15 歳以上 29 歳以下の人口比率)と逆転しており、平成 27 年は、全国平均の 26.7%より 5.2%高い 31.9%である。なお、男女別人口から見た場合、総人口は減少するも男女比にはほとんど変化はない。(表 1-1 (2)、表 1-1 (3) 参照)

これまで基幹産業である農業及び水産業の活性化を図るため、農業基盤、道路、漁港等の整備に取り組んできた。更に、雇用の場の確保のため企業誘致や若者定住促進事業等についても積極的に進めてきた。しかし、各集落の人口減少と高齢化が進んでいる。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に行った「日本の将来人口推計(出生中位・死亡中位仮定)」においては、日本の総人口は、減少傾向が続き、平成 22 年国勢調査による 1 億 2,806 万人から、令和 22 年には、1 億 728 万人と約 16%の人口が減少するものと推計されている。また、同推計において、佐賀県の人口は、平成 22 年国勢調査による 85 万人から、令和 22 年には 68 万人と約 20%減少し、本市人口は、平成 22 年国勢調査による 45,133 人から、令和 22 年には 37,055 人と約 18%減少するものと推計されており、芦刈町においても本市同様に人口は減少するものと予測される。

表 1-1 (1) 小城市人口の推移 (国勢調査)

(単位：人，%)

区 分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)		平成 27 年 (2015)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	43,104	36,945	△14.3	40,283	9.0	45,852	13.8	44,259	△3.5
0 歳～14 歳	14,828	8,737	△41.1	8,413	△3.7	7,663	△8.9	6,653	△13.2
15 歳～64 歳	25,472	23,872	△6.3	25,565	7.1	28,494	11.5	26,194	△8.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	9,789	8,197	△16.3	7,151	△12.8	7,769	8.6	6,334	△18.5
65 歳以上 (b)	2,804	4,336	54.6	6,288	45.0	9,605	52.8	11,387	19.9
(a)/総数 若年者比率	22.7	22.2	－	17.8	－	16.9	－	14.3	－
(b)/総数 高齢者比率	6.5	11.7	－	15.6	－	20.9	－	25.7	－

表 1-1 (2) 芦刈町人口の推移 (国勢調査)

(単位：人，%)

区 分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)		平成 27 年 (2015)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,364	7,020	△16.1	6,960	△0.9	6,111	△12.2	5,430	△11.1
0 歳～14 歳	2,851	1,619	△43.2	1,412	△12.8	825	△41.6	633	△23.3
15 歳～64 歳	4,952	4,541	△8.3	4,421	△2.6	3,673	△16.9	3,008	△18.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,978	1,599	△19.2	1,269	△20.6	1,057	△16.7	707	△33.1
65 歳以上 (b)	561	860	53.3	1,127	31.0	1,605	42.4	1,734	8.0
(a)/総数 若年者比率	23.6	22.8	－	18.2	－	17.3	－	13.0	－
(b)/総数 高齢者比率	6.7	12.3	－	16.2	－	26.3	－	31.9	－

表 1-1 (3) 芦刈町男女別人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人, %)

区 分	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)			平成 17 年 (2005)			平成 27 年 (2015)		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	7,020	—	6,960	—	△0.9	6,111	—	△12.2	5,430	—	△11.1
男	3,265	46.5	3,319	47.7	1.7	2,900	47.5	△12.6	2,551	47.0	△12.0
女	3,755	53.5	3,641	52.3	△3.0	3,211	52.5	△11.8	2,879	53.0	△10.3

表 1-1 (4) 小城市人口の見通し

《人口の将来推計値「小城市人口ビジョン」より》

(単位: 人, %)

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
社人研 推計	44,259 (100)	42,966 (97)	41,640 (94)	40,238 (91)	38,744 (88)	37,055 (84)	35,198 (80)	33,299 (75)	31,421 (71)	29,592 (67)
小城市 推計		43,184 (98)	42,320 (96)	41,547 (94)	40,819 (92)	40,005 (90)	39,063 (88)	38,176 (86)	37,399 (85)	36,742 (83)

【注記】

- ・社人研推計: 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計
- ・小城市推計: 合計特殊出生率が2020年(R2)に1.77、2030年(R12)に1.8、2040年(R22)に2.07に上昇した後維持すると仮定し、人口移動の純移動率は2020年(R2)までは社人研の人口推計と同じ値とし、2030年(R12)以降は均衡すると仮定した(移動がゼロとなった)推計

※人口の下()は、2015年(H27)の人口を100とした場合の各年の比率

(2) 産業の推移と動向

昭和35年における芦刈町の就業者総数は、4,028人であったが、昭和40年代からの急激な過疎化により、昭和50年には3,506人と激減している。その後も徐々に減少し、平成22年には3,000人を割り込み、今後においても過疎化による就業人口の減少は続くものと思われる。

また、産業別の動向をみると第1次産業の就業人口は、昭和35年の2,504人から平成27年には579人と著しく減少し、その後も減少している。これは農業・水産業を取り巻く情勢の厳しさと後継者不足によるものと思われる。

第2次産業の就業人口は、経済の高度成長と相まって自家用車の普及により通勤圏域が拡大され、近隣の市町村への通勤が容易となり増加傾向にあったが、近年は経済情勢の悪化等により減少傾向が見られる。

第3次産業の就業人口は、昭和40年頃から徐々に増え続け、平成17年には50%を超えるまでになり、芦刈町の基幹産業である第1次産業を大きく上回っている。

表 1-1 (5) 芦刈町産業別人口の動向

(単位：人，%)

区 分	昭和 35 年 (1960)	昭和 50 年 (1975)		平成 2 年 (1990)		平成 17 年 (2005)		平成 27 年 (2015)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,028	3,506	△13.0	3,405	△2.9	3,125	△8.2	2,788	△10.8
第 1 次 産 業 就 業 人 口 比 率	62.2	55.5	△22.3	32.4	△40.2	25.2	△32.4	21.0	△26.4
	2,504	1,946		1,164		787		579	
第 2 次 産 業 就 業 人 口 比 率	9.8	15.4	37.3	24.9	56.6	22.6	△16.6	23.4	△8.6
	394	541		847		706		645	
第 3 次 産 業 就 業 人 口 比 率	28.0	28.5	△11.6	40.9	39.3	52.2	17.1	55.7	△5.8
	1,130	999		1,392		1,630		1,536	

※総数は不詳を含むため、産業3分類の合計とは必ずしも一致しない。

※各産業別就業人口比率の欄中、上段は比率（％）、下段は就業人口（人）

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

本市は、平成 17 年 3 月 1 日に小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町が合併し、小城市となった。行政の組織は、合併当初は分庁方式により、総務部を配する牛津庁舎を本庁とし、小城庁舎に市民部と教育委員会、三日月庁舎に福祉部、芦刈庁舎に産業部等を配置した。その後、行政改革の一環として、平成 25 年には、三日月庁舎に各部等を集約し、本庁とし、その他の各町の 3 区域内に市民課出張所を配置した。芦刈町には、市民課出張所、芦刈公民館及び市民図書館芦刈分室に職員を配置し、市民サービスの向上に努めている。

(2) 財政の状況

令和元年度決算で経常収支比率が前年度 94.2%から 97.9%となり、弾力性が失われ、硬直した財政状況といえる。財源的にも歳入総額 233 億円のうち地方交付税が 68 億円と収入の 29.2%を占め、自主財源比率も 35.5%であることから財政運営が厳しいことがうかがえる。

また、基金（財政調整基金・減債基金・特定目的基金）は、令和元年度末で 189 億円と前年度末から 9 億円減少した。

低迷する地方の経済状況の中、今後も厳しい財政運営が予想されることから、自主財源の確保に努めながら、限られた財源を効果的に運用していくためには、計画的な財政運営を心掛けることはもちろん、経常経費の抑制、大規模及び新規事業の精査、事業の取捨選択を行う必要がある。

本市としては、過疎地域に指定されている芦刈町の振興対策として、財源的に有利な過疎対策事業債を活用していくことは不可欠であるが、他の起債と同様に後年度負担を考慮したうえで運用していくことが肝要である。

表 1-2 (1) 小城市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度 (2010)	平成 27 年度 (2015)	令和元年度 (2019)
歳入総額 A	19,675,657	22,742,549	23,299,522
一般財源	11,356,605	12,539,938	12,189,396
国庫支出金	1,947,184	2,902,022	2,841,820
都道府県支出金	1,333,295	1,455,762	1,831,535
地方債	2,668,300	2,847,500	2,518,000
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	2,370,273	2,997,327	3,918,771
歳出総額 B	18,866,223	22,160,294	22,532,942
義務的経費	9,193,261	10,245,153	10,295,746
投資的経費	2,732,743	3,828,314	1,947,980
うち普通建設事業	2,554,112	3,824,308	1,745,206
その他	6,940,219	8,086,827	10,289,216
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	809,434	582,255	766,580
翌年度へ繰越すべき財源 D	297,986	135,302	248,689
実質収支 C-D	511,448	446,953	517,891
財政力指数	0.46	0.42	0.41
公債費負担比率	21.5%	21.6%	16.9%
実質公債費比率	7.4%	6.6%	6.2%
起債制限比率	7.2%	-	-
経常収支比率	85.7%	86.3%	97.9%
将来負担比率	△56.8%	△56.2%	△24.9%
地方債現在高	18,131,921	20,751,304	19,205,507

(3) 施設整備水準等の現況と動向

本市にある公共施設は、平成 27 年 3 月 31 日（平成 26 年度末）時点で 141 施設がある。建築物（いわゆるハコモノ施設）の総面積は、約 16.4 万㎡であり、市民 1 人あたり約 3.6 ㎡となっている。これは、全国平均 3.6 ㎡（総務省）と、同じ値となっている。

整備状況は、築 20 年から 29 年が 24.4%、築 30 年から 39 年が 24.1%、築 40 年以上が 5.8%と全体の半数以上の建築物が築 20 年以上経過している状況である。総延床面積約 16.4 万㎡に対して、施設用途別面積の割合は、学校教育施設が約 49.6%と一番高く、次に社会教育施設で約 9.7%になっている。平均老朽化比率については、レクリエーション施設・保育所が 80%以上、公民館等・スポーツ施設・幼稚園・防災施設・市民病院が 60%以上と高い状況にある。全体（実施設数 127 施設。複合施設は合わせて 1 施設とする。）の約 72%にあたる 92 施設が更新検討施設（※老朽化比率：60%以上）となっており、老朽化が進んでいる状況である。

芦刈町の主要な公共施設については、道路や小・中学校の整備、下水道施設等の生活環境基盤等の整備を行ってきた。これまで整備してきた公共施設に加え、少子高齢化への対応や子育て環境の整備、高齢者等の交流の場となる環境の整備・充実などの課題も多く、活力あるまちづくりのために計画的に施設の整備を行う必要がある。

※老朽化比率とは、年数経過により資産価値が減少（減価償却）していく建物などについて、その減価償却がどの程度進んでいるのかを表す比率である。この比率が高いほど、耐用年数が迫っていることを示し、今後補修などの費用が多くかかることが予想される。

表 1-2 (2) 小城市主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 23 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
市 道			
改 良 率 (%)	77.9	78.1	78.7
舗 装 率 (%)	99.1	99.1	99.1
農 道			
延 長 (m)	245,334	244,792	242,422
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	115,770	115,154	113,686
林 道			
延 長 (m)	18,411	18,411	18,411
水 道 普 及 率 (%)	99.7	99.7	99.4
水 洗 化 率 (%)	57.2	57.2	73.6
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	7.7	7.8	7.5

4 地域の持続的発展の基本方針

芦刈町においては、人口の減少、少子高齢化が進展しており、移住・定住・地域間交流の促進、地域社会を担う人材の確保、産業の振興、交通機能の確保、子育て支援の充実、教育・保育の振興、集落の維持及び活性化等が課題となっている。

このような状況に鑑み、過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現に取り組む。

5 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、芦刈町が非過疎地域となることを目指し、将来の人口減少率の緩和を図る。

よって、過疎地域指定の人口要件が国勢調査人口において地区内の 25 年間の人口減少率が 21%以上となっていることから、人口減少率を 21%未満とすることを目指す。

《芦刈町の人口に関する数値目標》

平成 12 年 (2000)	令和 7 年 (2025)	増減率
実数	目標	
6,379 人	5,075 人	△20% (△20.4420%)
平成 17 年 (2005)	令和 12 年 (2030)	増減率
実数	目標	
6,111 人	4,862 人	△20% (△20.4385%)

《参考》

平成 2 年 (1990)	平成 27 年 (2015)	増減率
実数	実数	
6,960 人	5,430 人	△22% (△21.9827%)

平成 7 年 (1995)	令和 2 年 (2020)	増減率
実数	速報値	
6,793 人	5,134 人	△24% (△24.4221%)

※令和 2 年人口は、令和 3 年 6 月 25 日発表の速報値である。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

地域の持続的発展のための基本目標に対して、達成度の評価を行うとともに、各施策分野については、着実な計画の推進を図るため、事業の進行管理と実施内容について定性評価を行う。それらの結果と人口動態及び住民基本台帳人口について、1 年に 1 回、本市ホームページに掲載する。

7 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況に加え、人口減少、少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化している。市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために、小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

第2章 地域の持続的発展のために実施すべき施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

人口減少社会を迎え、本市の人口も減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、市外の方に本市の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうための取組を促進する必要がある。

特に、関係人口や移住者を増加させることで地域の活性化を図るとともに、地域の誇りや自発の地域づくりの想いを後世に伝えることが必要である。移住希望者に本市の暮らしやすさ等の魅力を発信し、本市に共感してもらい、新たな人の流れを創出する。

芦刈町を訪れ、何らかの形で地域とつながりを有する交流人口・機会の増加は、定住による人口増加、地域の雇用の創出、特産品の発見、販路拡大などの経済効果をもたらす。

また、人的ネットワークの形成により、地域の活性化を図るとともに、他地域との交流により、自らの地域の魅力を再発見する機会となるよう地域間交流を推進する。

芦刈町において、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用した自発的かつ主体的な地域（自発の地域）づくりの核となる人材の育成・確保のためには、若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動を担う人材となる仕組みづくりが必要である。

(2) 現況と問題点

芦刈町は優良農地が広がり、ノリ養殖が盛んな有明海に面しているが、近年は、若者の流出等により農業や水産業の後継者が減少している状況である。

転出等により増加する空き家については、活用が進んでいない。近年は、有明海沿岸道路の芦刈 IC・芦刈南 IC の開通で交通の利便性がよくなり、芦刈町の中心部にはアパートが増えるなど一時的な居住はあるが、それが定住にまでは至っていない。将来推計人口においては、人口減少がさらに加速することや、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下も引き続き進行することが見込まれている。

このような中で、過疎地域への人の流れを創出するとともに、持続可能な地域社会を形成し、住民の安全・安心を確保していくことが重要となる。

(3) その対策

芦刈町への移住・定住を希望する者に対する支援策等を行うことで、当該地区への移住・定住を促進する。また、空き家の発生抑制や利活用可能な空き家の有効活用なども含めた総合的な空き家対策を推進する。移住・定住希望者にとって芦刈町が「住むところ」として魅力的になることを目指し、空き家等を利活用した「住める”空き家”」づくりを行うため、地域おこし協力隊制度を活用し、移住・定住対策事業を行う。

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが急速に進み、地方に居ても都会の企業に勤務し続けることが可能となり、地方への移住希望者が急増している。この機会をのがさず、これまで以上に本市の魅力等を発信し積極的な PR 活動を行う。

交流人口や関係人口の増加につなげるため、地域間交流が継続的に取り組まれるように支援する。また、自発的・持続的な地域づくりのために不可欠な人材育成や取組への支援や地域運営組織等との協働を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	【移住・定住対策事業】 ○事業内容 転入の促進及び転出の抑制を目的に転入奨励金等の交付のほか、移住・定住希望者の支援を行う ○必要性 人口減少対策や人材確保のため ○事業効果 集落機能の維持及び活性化。良好な住環境の維持	小城市	
	地域間交流	【特定地域づくり事業推進補助事業】 ○事業内容 特定地域づくり事業を行う特定地域づくり事業協同組合に補助金を交付する ○必要性 人口の急減に直面している地域において就労の場を創出し、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材を確保することにより、移住・定住の促進を図るため ○事業効果 人口流出の要因を解消し、地域の担い手を確保	小城市	
		【地域のまつり支援（補助金交付）事業】 ○事業内容 地域のまつりへの補助金交付 ○必要性	小城市	

		住民主体で開催するイベントの継続により、地域コミュニティなどの維持・強化に寄与する ○事業効果 交流人口、関係人口の増加。人材育成		
		【シティプロモーション推進事業】 ○事業内容 地域資源の情報発信等によるプロモーション ○必要性 地域の魅力や取り組んだ事業等の成果を幅広い層に認知してもらうため ○事業効果 交流人口、関係人口、定住人口の増加	小城市	
	人材育成	【協働による地域の自治機能向上事業】 ○事業内容 地域運営組織（まちづくり協議会等）の設立、運営支援 ○必要性 人口減少や高齢化などに起因する地域コミュニティの弱体化を緩和するため ○事業効果 地域自治に不可欠な人材の育成及び組織づくり	小城市	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

2 産業の振興

(1) 産業の振興の方針

産業の振興は、就業の場（雇用）の創出等を通じて、人口（特に若者）の流出防止や他の地域からの人口流入につながることから、芦刈町の持続的発展のために、極めて重要である。

芦刈町は、人口面の不利などの理由により、生活基盤の確保が困難なことから更なる人口流出を招くといった構造的問題を抱えてきた。

しかし、近年、情報通信技術を利用した働き方の普及、価値観の多様化による田舎志向の増加、大規模災害や感染症による社会情勢の変化などにより、過疎地域の価値が見直される潮流が生まれており、企業進出や移住の受入れによる地域活性化の大きな好機となっている。

このような状況を踏まえ、芦刈町の地域特性や地域資源を活かし、環境面にも配慮しつつ、その持続的発展を推進していく。

(2) 現況と問題点

①農業

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷、生産資材費の高騰等による農業所得の伸び悩み、農業用水利施設等の老朽化による維持管理費の増加など厳しい状況にある。

生産者の高齢化や若い担い手の農業離れ、地域活動の減少により農村地域の活力低下が危惧される中、今後、地域の活性化を図っていくためには、それぞれの集落や産地が主体となり、行政や関係機関・団体と連携しながら十分な話し合いを行ったうえで、農地の維持・集積、生活環境基盤や農業用施設の維持・補修など、課題解決に向けた取組を行っていく必要がある。

さらに、農村の維持・発展のためには、農業所得の確保が必要になることから、新規品目・新品種の導入やAI・IoTの活用等による生産性の向上、地域の特性を活かした農産加工品の開発、製造などの農村ビジネスの創出などにより、稼げる農業の確立と活力ある農村の実現を図っていく必要がある。

②水産業

芦刈町では、有明海で漁場特性を活かしたノリ養殖を中心とした水産業が営まれている。

しかし、近年の水産業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しており、当該地域においても、貧酸素水塊、有害赤潮の発生による水質・底質環境の悪化などにより、水産資源は減少している。種苗放流を中心とした栽培漁業とそれらの育成場である漁場整備と併せて資源管理を一体的に推進し、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る必要がある。

また、つくり育て管理する漁業推進のための生産基盤の整備、快適で潤いのある生活環境及び就労環境の改善など生活基盤の整備などを推進する必要がある。

漁港施設の状況は、芦刈漁港については、平成29年から市営漁港として指定し、漁業者が安全に漁業生産をできるよう本市で管理している。また、その他に県管理の福所江漁港と地方港湾である住ノ江港があり、その取扱貨物量はわずかであるものの、沿岸漁業基地港として地域に密着した港湾として重要な役割を果たしている。これまでの港湾整備事業により、港湾においても物揚場等の基本施設は整備されており、今後は定期的な浚渫や老朽化対策による良好な港湾機能の維持や就労環境改善のために物揚場や道路の改良を行う必要がある。

③地場産業の振興

地域内発型の産業の振興が、地域経済の振興に果たす役割は大きい。芦刈町内の地場産業は、海苔等の食品の加工業を中心に産業を担っている。近年の所得水準の向上、自由時間の増大が、生活者ニーズの一層の多様化、高度化をもたらした一方で、長引く消費の低迷から、地場産業については、かつてない厳しい状況にある。この状況に対応していくには、生活者ニーズの動向を踏まえ、商品の多様化、高級品化、差異化に配慮した商品化、企業化を促進する必要がある。そのためには、既存の地場産業については、新商製品の開発及び価値訴求、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信、各種物産展によるPR等を通じた販路の拡大に努めるとともに、創業を目指す人が自らの意志と能力を発揮し、事業を起こせるように地域全体がベンチャーを支援する必要がある。

④企業の誘致

産業構造の変化や景気の低迷により、地域内の雇用の場が減少している。近隣への大規模小売店舗の進出等により、地域内における購買意欲も低迷し、慢性的な売上の減少により、経営や雇用状況も悪化している。若者の働く場の減少から、市外流出が抑止出来ない状況であり、立地支援による雇用の場の確保が必要である。

道路交通網の整備等により立地条件を改善し、芦刈町地域の持続的発展に寄与する企業の誘致に努める必要がある。

⑤起業の促進

地域の特産物を活用した起業等については、農業協同組合、漁業協同組合、商工団体及び金融機関等と連携しながら促進が図られているが、今後も研究開発から商品化、事業化まで一貫した支援を積極的に行う必要がある。起業の素材として、活用できる多くの資源が存在する中で、まずは、住民における地元産品の活用により、市内定着型の起業を促す必要がある。また、地域経済の健全な発展のために市外からの新たな視点による活性化を図るため、UIJ ターン等での人材確保が必要である。

⑥商業

芦刈町の商業は、長引く不況の影響や後継者不足等により商店の閉店が相次いでいる。

また、周辺地域では核となる小売店舗が閉店するなど、周辺住民の日常の買い物に支障をきたしている。

自家用車依存社会の進展、インターネット、スマートフォン等の普及など消費者ニーズの多様化、高度化により、地域外への消費の流出がみられるなど当該地域の商業者にとっても厳しい状況が続いている。

商業者は、少子化等に伴う人口減少等による経済社会の構造的変化により、需要の低下、人材不足などの様々な経営課題に直面している。IT 化やグローバル化が進展する中、地域の活性化を図るためには、自らの事業を取り巻く経営環境に的確に対応しながら、その将来を見据え、事業を持続的に発展させていくことが重要である。

そのために、経営課題を把握し、技術・ノウハウ、人材、商品等の経営資源を磨き上げ、販路開拓、生産性の向上、人材の確保など、経営力の向上に意欲的に取り組む必要がある。新たな商業者の進出については、商業振興を図るうえで必要不可欠と認識しながら、地元事業者への経営支援の充実を図る必要がある。

⑦観光又はレクリエーション

芦刈町は、温暖な気候の下に有明海、広大な平野など優れた自然環境を有し、地域固有の歴史や伝統、文化といった観光資源を有している。

観光客の旅に求めるニーズが多様化していることから、旅行形態は、団体旅行から個人旅行へ移行している。地域固有の観光資源を活かした観光地づくりに取り組む必要がある。

観光客等の誘致促進を図るためには、観光資源を磨き上げ、受入環境の整備、ターゲットに届く情報発信などに努めていく必要がある。

豊かな自然を活用し、生態系や景観の保全など自然環境との調和を図りながら、数多くある観光資源を観光客にとって魅力ある企画等として提供するなど、観光資源の磨き上げが重要であり、そのために必要となる地域における観光の担い手の育成などを図っていく必要がある。

市内には、数多くの自然・歴史・伝統・文化のほか、それらを活かしたイベントを含む地域資源が豊富に存在するが、市民一人一人が大切な資源として認識を深める必要がある。

また、本市の観光情報として一元的に情報管理・情報発信する体制を整え、観光施設整備については、老朽化対策を講じながら、既存施設（地域性）を活かした拠点づくりとともに廃止・統合も視野に入れながら、利用される方々のニーズの対応に努める必要がある。

（３）その対策

①農業

農業の持続的な発展を図るため、マーケットインによる競争力のある農産物づくりや、スマート農業の推進、次世代の担い手の確保、優良農地の担い手への集約などにより、稼げる農業の確立を推進する。

また、生産基盤の整備や農業用水利施設の適切な維持・管理をはじめ、日本型直接支払制度等を活用し、国土の保全や水資源涵養などの多面的機能を踏まえた地域振興対策を図る。

革新技術の導入や高品質安定生産の取組、効率的な生産体制の確立を推進するとともに、安全・安心な売れる米・麦・大豆づくりを基盤としながら、水田農業の担い手の育成等及び産地の競争力の強化を図る。それらに加えて、自然条件などの地域資源を活かし、果樹、野菜、花き、畜産等の高収益農業や地域農産物を活かした農村ビジネスを創出する。

さらには、ホームページや SNS などを利用して、農業・農村の魅力について、情報発信やPRを行う。

農業所得向上に向け、地域農林水産物を活かした加工製品の開発（６次産業化）や販路拡大、減農薬、減化学肥料等の環境に配慮した取組による付加価値の創出に対し支援する。

意欲的な農業経営者の経営体質の強化、新規就農者への支援等や消費者が求めるより安全・安心な農産物づくり等の生産拡大を推進する。新鮮な農産物を地域内外の消費者に紹介することにより、生産者と消費者との距離を縮め、農業への理解と信頼を深める。収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業を確立するため、園芸用施設・機械の整備を支援する。

畜産については、肉用牛生産の低コスト化、労働力の軽減及び均一化された育成管理を促進し、安定した高規格の子牛生産による畜産農家の経営の安定化を図る。優れた血統の肥育素牛の生産拡大や自給飼料の生産利用の推進を図るため、規模拡大等に必要な施設・機械等の整備を支援する。また、円安等の影響で輸入飼料の価格が高騰していることから、自給飼料の生産利用の拡大を促進することにより、畜産農家の生産コストを低減し、経営の安定化を図るため、自給飼料の生産・利用の拡大に要する機械の導入を支援する。

②水産業

ノリ養殖を中心とした水産業において、持続的な生産体制を構築するために必要な漁業生産基盤整備の推進及び漁業生産基盤整備等に必要な機械・施設の整備を図る。また、漁業協同組合が行う漁業経営構造改善事業等に対する支援を図る。沿岸漁業の振興を図るため、漁業協同組合が漁業関連施設等の整備及び漁場環境等の改善を行う場合、その事業を支援し、漁業生産の増大と漁家経営の安定化を図る。

養殖業については、漁場の適正利用と技術開発等による品質向上に努めるとともに、合理化や競争力の強化のための施設整備など、さらなる安定生産に向けた取組を強化する。国や県が策定する資源回復計画、漁業者自らが資源の合理的・持続的利用を図るため水産資源の適正管理を行う資源管理型漁業を推進し、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る。

つくり育て管理する漁業の推進のため漁港機能の維持・強化を図るとともに、快適で潤いある漁港漁村の形成や、就労環境の改善に配慮した漁港施設の整備を促進する。有明海産のブランドイメージの向上を推進する。

③地場産業の振興

芦刈町における地場産業の振興は、雇用機会の創出、所得水準の向上等、地域経済の活性化に果たす役割が大きい。このため、地場産業が、多様化・高度化する生活者ニーズに的確に対応できるよう商品開発力や商品価値の訴求力、技術力の強化、人材の育成、販路拡大、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信等、経営資源の充実・強化、事業承継について支援する。

また、地域の特色を活かした地場産業を育成するため、海産物等の水産加工食品づくりや農林水産一次産品に付加価値を加えた加工品、特産品づくりを推進する。

④企業の誘致

企業誘致は、就業の場を創出し、人口流出の抑止になり、特に若者の地域への定住を促すことから、極めて重要な課題として取り組む必要がある。

幹線道路や主要道路の整備により、立地条件が向上することで、芦刈町のポテンシャルが高まることが予想されるため、立地条件の優位性等から進出を希望する企業への遊休地等の情報提供などの情報支援、マッチングなどの中間支援を行う。また、立地に係る奨励措置等各種制度の情報提供、支援を行う。

⑤起業の促進

芦刈町の持続的発展のためには、当該地域の産業資源や特性に根付いた産業のみならず、人口面など当該地域が過疎となっている原因特性に影響されない、むしろその地域の課題をバネに、世界に通用する革新的なビジネスアイデアを生み出し、大きく育てていく環境があることが重要である。

過疎地域の、シードの絶対数が相対的に少ないという特性を、逆に個別案件に対するきめ細かな支援が可能という長所としてとらえ、市全体で将来有望な起業家等に対し伴走型のきめ細やかな支援を行っていく。

農村部では、地域にある農産物や景観等の資源を活かした農村ビジネスを創出する。

芦刈町の産業資源や特性に根付いた産業の促進を図るためホームページや SNS などを活用して、農業・農村の魅力について情報発信や PR を行う。

また、相談窓口を設け、その周知を図り、スムーズな起業へ移行出来るよう関係団体との連携強化に努める。移住・定住の視点から、活動場所の情報提供として、空き家情報の提供等庁内の横断的な連携体制を強化し、起業家及び起業家育成を支援する。

⑥商業

芦刈町の商業を取り巻く環境は、都市部郊外や主要道路沿いに立地する大型店舗等との競合、人口減少による商圈の縮小等、厳しさを増していることから、創業や新たな事業展開、キャッシュレス化等の時代の潮流に即した対応など商業者の積極的な取組を支援する。

また、商業者の経営安定とともに経営力の向上のため、多様化・複雑化する経営課題に対して、個々に応じた支援が行われるよう、支援機関の中核である商工団体や金融機関に対して、職員の支援スキルの向上などの取組を支援する。

後継者対策として、第三者等への事業の引継ぎによる事業継続の仕組みとして、事業承継について関係機関と連携して、その周知と相談体制の充実を図る。また、第三者に関しては、新たな起業者として、融資情報等経営に関する支援を行う。併せて、商工団体や金融機関との連携を強化する。

⑦観光又はレクリエーション

海岸等の優れた自然資源や史跡・寺社等豊かな歴史文化資源など、観光資源を活かし、自然・歴史・文化等を有機的に結び付けるとともに、農水産業・地場産業との連携、自然環境や景観等にも配慮した観光地域づくりを推進する。

併せて、観光客の誘致拡大、受入環境の整備及び観光地域等の情報発信を推進していく。

また、観光情報の一元化については、関係団体と連携し、情報収集力及び情報発信力の強化に努める。観光施設整備については、現存する施設の維持管理に努めるとともに、芦刈町においては、周辺施設との連携及び施設の充実を図り、市内一円の観光浮揚に繋げる。本市南部地区の唯一の観光地である海遊ふれあいパーク及び周辺施設を拠点とした芦刈町内の観光施設の整備を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	【県営地盤沈下対策事業】 用排水路の整備(制水門・暗渠の改修)、排水機場の整備	小城市	
		【県営クリーク防災機能保全対策事業】 木柵による水路整備	小城市	
		【土地改良区補助金】 土地改良区への補助金交付	小城市	
		【農業排水施設維持管理事業】 国県営により造成された排水機場の運転・維持管理・補修	小城市	
		【園芸振興対策事業】 農業基盤の整備	小城市	
	水産業	【沿岸漁業振興特別対策事業】 漁業関連施設等の整備及び漁場環境等の改善	小城市	
		【漁業経営構造改善事業】 漁業関連施設等の整備	小城市	
		【漁港維持管理事業】 漁港整備	小城市	
	(2) 漁港施設	【住ノ江港 防災・安全社会資本整備総合交付金事業】 漁港内の漁業生産の基盤となる施設整備	小城市	
	(3) 経営近代化施設 農業	【米・麦・大豆振興対策事業】 機械施設の整備支援	小城市	
		【園芸振興対策事業】 機械施設の整備支援	小城市	

		【施設管理事業】 国営事業等で造成された用排水路・施設・農道などの維持管理・補修	小城市	
		【畜産振興対策事業】 機械施設の整備支援	小城市	
		（４）観光又はレクリエーション		
		【観光施設管理・整備事業】 観光施設の維持管理・整備	小城市	
		【農村公園維持管理事業】 農村公園の維持管理・補修	小城市	
		【海遊ふれあいパーク維持管理・整備事業】 海遊ふれあいパークの維持管理・整備	小城市	
		（５）過疎地域持続的発展特別事業		
		第１次産業		
		【新規就農者支援事業】 ○事業内容 新たに就農される方への支援 ○必要性 農業従事者の減少に歯止めをかけ、将来の担い手確保に繋げるため ○事業効果 持続可能な農業の発展	小城市	
		【環境保全型農業支援事業】 ○事業内容 環境に配慮した農業経営への支援 ○必要性 所得向上のための付加価値創出のため ○事業効果 農業経営の安定化	小城市	
		【漁業被害対策特別資金利子補給事業】 ○事業内容	小城市	

		漁業被害により経営の継続が危惧される漁業者に対しての支援 ○必要性 漁業被害対策特別資金を貸し付けた漁業者の利子負担を軽減するため ○事業効果 漁業経営の再建及び安定化 【海苔養殖漁場環境改善緊急対策事業】 ○事業内容 栄養塩不足対策への支援 ○必要性 海苔の色落ちや生育被害防止のため ○事業効果 漁業経営の安定化 【水産多面的機能発揮対策事業】 ○事業内容 カキ礁、サルボウの稚貝の沈着促進支援 ○必要性 有明海の干潟保全のため ○事業効果 漁業経営の安定化 【水産業事務費】 ○事業内容 基幹産業である海苔を名刺海苔に加工しイベント等での配布 ○必要性 PRすることで魅力の発信 ○事業効果 小城市を訪れてもらうきっかけとなっている 【水産振興補助事業】 ○事業内容 協議会負担金、運営費補助 ○必要性 担い手育成のため ○事業効果 漁業経営の安定化	小城市 小城市 小城市 小城市	
--	--	---	---	--

	商工業・6次産業化	【6次産業化事業】 ○事業内容 加工製品の開発、販路拡大支援 ○必要性 付加価値創出による所得向上のため ○事業効果 農業経営の安定化	小城市	
		【販路拡大事業】 ○事業内容 全国の物産展やイベントに参加し、特産品をPR、販売する ○必要性 特産品のPR機会を設け、新たな顧客や販路を拡大することに寄与する ○事業効果 地域内商業(地域内経済の循環)の活性化。事業者売上(収入)の増加	小城市	
		【中小企業小口資金貸付事業】 ○事業内容 中小企業小口資金保証料を市が負担 ○必要性 資金の融資を円滑に行い、中小企業の事業や運転資金の安定化に資する ○事業効果 中小企業の設備投資等の向上、倒産の回避	小城市	
		【小城市商工会商工振興対策補助金】 ○事業内容 小城市商工会が行う商工振興対策事業に対し補助金を交付 ○必要性 事業活動の充実が図られ地域内の商工業の振興に寄与する ○事業効果 地域内の商工業者の活性化、発展	小城市	

	企業誘致	【企業誘致推進事業】 ○事業内容 立地場所を探している事業者や立地希望の事業者への情報提供、マッチングを行い企業誘致の支援を行う ○必要性 地域経済の活性化のため ○事業効果 雇用の場の拡充に繋がる。人口流出を抑える	小城市	
	その他	【観光 PR 事業】 ○事業内容 全国の観光組織と連携し、観光イベントに参加し観光 PR を行う ○必要性 観光客層の拡大に寄与する ○事業効果 地域内観光の活性化。観光客増による事業者売上(収入)の増加	小城市	
		【シティプロモーション推進事業】 ○事業内容 地域資源の情報発信等によるプロモーション ○必要性 地域の魅力や取り組んだ事業等の成果を幅広い層に認知してもらうため ○事業効果 交流人口、関係人口、定住人口の増加	小城市	

(5) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芦刈町全域	製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

2 産業の振興 (3) その対策、(4) 計画のとおり

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

3 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

グローバル社会の進展や情報通信分野の技術革新の進展、インターネットや携帯電話の爆発的な普及に見られるように、近年、情報通信ネットワークの高度化・多様化が加速し、社会の情報化もこれまでにない速さで進展している。

これまで電子自治体の基盤づくりを進めるとともに、市民サービスの向上のために情報化施策を展開してきた。

市民のニーズ・ライフスタイルは多様化しており、市民生活や行政事務を取り巻く ICT 環境は、今後さらに変化していくことが予測される。こうした環境変化に的確に対応しつつ、市民が ICT の恩恵を享受できるよう、また、市民サービスの向上を一層推進するため、行政のデジタル化に取り組んでいく必要がある。

(2) 現況と問題点

近年の急速な高度情報通信ネットワーク社会の進展は、地域課題を解決する有効な手段として考えられる。本市では、住民サービスの向上や事務の効率化を図る目的で、その体制整備に努めてきた。しかし、情報処理技術・通信技術の進展は著しく、常に、より効率的・効果的な技術の導入を図る必要がある。

芦刈町内の公共施設等を結ぶ地域公共ネットワークについては、光ファイバ幹線網を整備しているが、今後は老朽化が予想される。

また、観光・防災の拠点では、情報基盤や地域活性化のツールとして有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備が求められている。

防災行政用無線施設は、災害時における迅速な情報伝達をはじめ、平時の行政情報の放送など有効な情報基盤であり、防災行政無線の屋外拡声子局は市内に 143 箇所、そのうち芦刈町内には 28 箇所に設置している。平成 19 年度の整備から 14 年が経過し経年劣化等により、今後は保守部品の製造中止等、修繕困難となる状況が想定される。また、情報発信において現システムは他の情報配信システムとの連携ができないなど課題がある。

(3) その対策

生産年齢人口の減少や急速に進む少子・高齢化に起因する社会・経済的諸課題への解決に資する環境をより一層整備することが重要であることから、過疎地域においても、様々な社会・経済的諸課題に適切に対応していくために、ICT の利活用を推進する。

安定的な行政事務を行うため、芦刈町内の公共施設等を結ぶ地域公共ネットワークについては、光ファイバ幹線網の更新・見直しを行う。

また、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」必要な情報が入手できるよう、公衆無線 LAN 等を整備し、Wi-Fi アクセスポイントの充実を図るとともに、引き続きデジタルデバイド対策に取り組む。

防災行政用無線施設については、情報配信システムの一元化、自動化に対応したシステムなどの見直しを行う。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	【防災行政無線維持管理運営・整備事業】 防災行政無線施設整備	小城市	
	ブロードバンド施設	【公衆無線 LAN (Wi-Fi) 運用・管理事業】 公共施設への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 等の整備	小城市	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	【情報系システム等運用・管理事業】 ○事業内容 公共施設等を結ぶ地域公共ネットワークである光ファイバ幹線網の更新・見直し ○必要性 行政事務を維持するため ○事業効果 行政事務の継続性・効率化	小城市	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

芦刈町における、交通体系の整備は重要な課題であり、広域的交流と均衡ある地域の発展に寄与する道路の整備を計画的に連動することとし、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路）を基軸とした幹線道路網の整備を促進する。幹線道路網に連絡する日常生活基盤としての市道についても、地域の特性を踏まえつつ一元的、総合的交通体系のもと選択と集中により整備に取り組む。さらに、橋りょう施設については、計画的な点検及び補修等に取り組み、適切な維持管理に努める。農業基盤としての重要な農道についても、老朽化が予想されることから、計画的な点検及び補修・更新等で適切な維持管理に努める。

また、芦刈町で生活する住民の通勤・通学等、日常生活の利便性を確保するため、地方バス路線維持対策等の推進を図る。併せて、暮らしの移動手段の確保のため、地域住民の声を聴きながら、現場のニーズを踏まえた地域交通の見直しや利用促進に取り組んでいく。

(2) 現況と問題点

①道路

本市の道路事情は、長崎自動車道、有明海沿岸道路、国道 34 号、国道 203 号、国道 207 号、国道 444 号、県道佐賀外環状線、県道小城牛津線、県道牛津芦刈線などが基幹道路となっており、さらに市道 700 路線、延長 354.65 km（令和 3 年 3 月末現在）で道路網が形成されている。令和 3 年 3 月末現在、芦刈町内の市道の延長 77.00 km、改良率 71.14%、舗装率 100%という現状である。しかし、車両の離合が出来ない狭隘な区間や軟弱地盤による沈下が原因と思われる道路の損傷が著しい箇所もあり、道路改良や舗装補修、橋りょうの補修など道路の計画的な改善を図る必要がある。あわせて、生活基盤の確立、産業の振興のためにも生活に適合した交通安全施設の整備を行う必要がある。

②公共交通

芦刈町の公共交通としては、牛津町・芦刈町間を結ぶ牛津巡回バス及び芦刈町乗合いタクシーを運行しており、それに加えて牛津駅から芦刈町を通って隣接する白石町までを結ぶ廃止路線代替バス「福富線」を運行している。利用者数の伸び悩みや運行経費の増加など、採算面での課題もあるが、高齢者をはじめとした交通弱者の方々の移動手段として、今後も維持していくことが必要である。

(3) その対策

①道路

当該地域内の生活関連道路としての集落間、公共施設などを結ぶ主要市道及び通学路を中心に交通安全施設を含め総合的に安全・安心の道路整備を推進する。また、平成 24 年度に策定した小城市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕を行う。

②公共交通

広域的な視点に立った移動支援が重要であり、芦刈町の実情に応じた交通手段や運行形態、鉄道・路線バスとの接続等の見直しを行い、持続可能な地域公共交通ネットワークを維持・構築していく。また、広報誌や市のホームページを活用した PR 等を行い、利用促進の啓発を図る。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	【道路維持補修・整備事業】 市道工事・改良・補修	小城市	
	橋りょう	【橋りょう補修事業】 点検・調査・架け替え・補修・補強工事	小城市	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通	【廃止路線代替バス運行事業】 ○事業内容 芦刈町を通る廃止路線代替バス 「福富線」の運行支援 ○必要性 高齢者をはじめとした交通弱者 の移動手段の確保のため ○事業効果 交通弱者の社会参加等を促す	小城市	
		【公共交通維持活性化事業】 ○事業内容 牛津町・芦刈町間を結ぶ牛津巡回バス及び芦刈町乗合いタクシー の運行支援 ○必要性 高齢者をはじめとした交通弱者 の移動手段の確保のため ○事業効果 交通弱者の社会参加等を促す	小城市	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

健康で快適な日常生活を確保するため、広域的な視点から生活基盤としての水道や污水处理、消防施設等を地域の実情に応じて、適正に配置した整備を推進する。

(2) 現況と問題点

①水道施設

芦刈町の水道施設については、令和2年4月に西佐賀水道企業団が佐賀西部広域水道企業団へ統合されているが、配水管の老朽化などが進んでいる。

②下水処理施設

本市の下水道事業は、公共下水道事業を清水原田処理区、小城処理区、三日月処理区、牛津処理区、芦刈処理区の5処理区で、農業集落排水事業を砥川処理区、織島処理区、堀江処理区の3処理区で行い、それ以外の区域については、市営浄化槽区域として整備を行っている。令和2年度末時点の公共下水道の整備率は60.7%、芦刈処理区の整備率は75.1%である。

芦刈町は、芦刈処理区と牛津処理区で整備を進めているが、家屋が点在する地域のため、人口一人当たりの整備単価が高額となり、整備計画から5年程度遅れた進捗となっている。また、接続率が5割程度と低く、施設の維持管理費に対して適切な使用料収入を得られない可能性がある。

芦刈町の下水道は、平成22年から供用を開始し、家庭や事業所から排出される汚水を芦刈浄化センター及び牛津浄化センターにて処理しているが、いずれの施設も供用開始から11年及び18年が経過しており、機械設備の耐用年数を迎えているため、計画的な処理施設の更新・整備を図る必要がある。

③廃棄物処理施設

本市の廃棄物処理については、可燃ごみについては本市と多久市で構成する天山地区共同環境組合が運営するクリーンヒル天山（多久市）に搬入し、処理を行っている。負担金は、規約により令和4年度からは平等割と前々年度の投入量実績（ごみ量割）によって決定されることになっているため、今後、ごみの減量化が処理費用に直接影響することになる。

また、廃棄物中継センターは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の処理前の中継施設としての役割を担っているが、施設が築40年以上経過しているため、整備が必要な状況である。

し尿及び浄化槽汚泥は、本市、多久市及び佐賀市で構成する天山地区共同衛生処理場組合が運営しているが、稼働後30年が経過しているため老朽化が課題となっている。

④火葬場

火葬施設については、本市、多久市及び佐賀市で構成する天山地区共同斎場組合が運営している。経年劣化による老朽化が課題となっている。

⑤消防施設

消防は、常備消防組織の佐賀中部広域連合佐賀広域消防局と非常備組織の小城市消防団による体制をとっている。芦刈町の消防団については、3分団、9部、団員129人で構成している。若者の市外への転出等により、団員数の減少と高齢化が進んでいる。

また、芦刈町の一部は、消防水利を自然水利に依存している状況であり、安定的な水利施設を確保する必要がある。消防施設については、初期消火活動等をはじめとする非常時の迅速な対応のため、今後も消火栓や耐震性を備えた防火水槽、小型動力ポンプ積載車等の整備や更新が必要である。

一方、消防積載車を常備するための消防格納庫及び消防団員が待機をする詰所については、築約 40 年を経過し、老朽化が進んでいる。さらに、トイレの未整備、敷地が狭いなど機能的な部分でも課題となっている。

⑥その他（防災・防犯）

本市では、平成 27 年に「小城市空き家等の適切な管理及び活用に関する条例」を制定し、空き家の状況調査を行い、適正管理について所有者等への指導等を行っているが、芦刈町は人口流出をはじめとする様々な問題等で空き家が増加している。それに伴い、空き家の老朽化による自然崩壊や災害による倒壊、また、庭木の放置による害虫問題などで近隣住宅に影響を及ぼす状態となっており、年々苦情が多くなっている。

（３）その対策

①水道施設

水道施設においては、管理者である一部事務組合と今後の維持管理及び計画的更新を協議する。

②下水処理施設

令和 3 年度から効率的な汚水処理事業実施のため、下水道計画区域の見直し及び経営戦略の改定に着手し、効率的な整備計画及び使用料の見直しを行う。接続率の向上については、戸別訪問や出前講座により、下水道事業への理解と協力が得られるよう努める。

芦刈浄化センター及び牛津浄化センターの施設については、快適な生活環境の保全を図るため、計画的な更新・整備により、継続的で安定した運転管理を行う。

概ね 7 年以内に下水道が整備されない区域については、公共下水道事業の代替措置として家庭用合併浄化槽整備事業補助金の交付などにより総合的かつ効率的に下水道事業を進める。

③廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の維持管理及び中継施設の計画的更新を図り、ごみの減量化、資源化を推進していく。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設については、管理者である一部事務組合と今後の維持管理及び計画的更新を協議する。

④火葬場

火葬施設については、管理者である一部事務組合と今後の維持管理及び計画的更新を協議する。

⑤消防施設

防災対策の確立並びに防災意識の高揚に努めると共に、団員の確保のための環境改善を推進する。また、災害時における迅速な対応が出来るよう自主防災会の組織化などの地域防災体制の充実を図る。芦刈町における安定的な消防水利の確保、消防積載車等の装備の充実、消防格納庫（団員詰所）の適正な更新、整備を推進する。

⑥その他（防災・防犯）

空き家の状況や管理についての調査を行い、法令に基づき所有者等に対し助言・指導・勧告等を行い、適正な管理を促す。また、空き家の発生抑制や利活用可能な空き家の有効活用なども含めた総合的な空き家対策を推進する。

（４）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
５ 生活環境の整備	(１) 下水処理施設			
	公共下水道	【芦刈処理区事業】 管渠工事・処理場工事	小城市	
		【牛津処理区事業】 管渠工事・処理場工事	小城市	
		【牛津処理区施設管理事業】 施設維持管理事業	小城市	
		【芦刈処理区施設管理事業】 施設維持管理事業	小城市	
		【市営浄化槽事業】 市営浄化槽設置事業	小城市	
	(２) 消防施設	【消防施設・設備整備事業】 消防団積載車整備、消防水利整備、消防格納庫整備	小城市	
	(３) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活	【家庭用浄化槽設置整備事業】 ○事業内容 概ね７年以内に下水道が整備されない区域の専用住宅に合併浄化槽を設置する場合、補助金を交付 ○必要性 下水道整備までの代替措置として、水洗化の促進に寄与する ○事業効果 水洗化による公共用水域の水質保全及び快適な生活環境の創出	小城市	

	防災・防犯	【空き家等対策推進事業】 ○事業内容 危険空き家除却補助金の交付 ○必要性 危険空き家を除却し、良好な住環境を維持するため ○事業効果 危険空き家の発生抑制、良好な住環境の維持	小城市	
		【防犯灯整備事業】 ○事業内容 防犯灯の整備 ○必要性 安全・安心に住み続けるため、防犯機能の強化など生活環境の整備が必要なため ○事業効果 安全・安心に住み続けられる地域社会の構築が図られる	小城市	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

保育所や放課後児童クラブなど、保護者のニーズに応じて必要な保育サービスや子育て支援サービスの確保を図る。地域で子どもを産み育てたいと願う全ての人が、安心して楽しく子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談やサービスを総合的に受けることができる「子育て世代包括支援センター」の充実を図る。併せて、子育てを地域全体で支え合う社会づくりを行う。

また、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、「支えあい」の地域づくりを進めながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムを推進する。

さらに、制度や分野、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、ともに助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指し、福祉サービスの充実や相談体制を強化し、安心して生活できる環境づくりを推進する。

市民が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指す。障がい者福祉の充実を推進する。

(2) 現況と問題点

①児童福祉

市内の幼児教育・保育施設は、幼稚園1、保育所6、認定こども園7、小規模保育施設3、事業所内保育施設1及び企業主導型1である。

芦刈町には、認定こども園が1園ある。3歳以上児について空きがあるが、3歳未満児は、芦刈町以外の保育所等に入所措置を行っている状況である。

放課後児童クラブについては、対象児童の拡大及び障がい児童の増加に伴う受け入れ体制の見直しが必要である。

女性の社会進出に伴い晩婚、未婚、少子出産等、結婚や出産に対する価値観が変化する中、保育ニーズは多様化している。

子育て世帯の支援として、0歳から中学校3年生までの子どもが受診した医療費の助成や、ひとり親家庭等の0歳から18歳までの子どもとその保護者が受診した医療費の助成を行っている。

②高齢者福祉

高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、要支援・要介護認定者の増加、さらには認知症高齢者の増加など介護負担を含め高齢者福祉を取り巻く環境は厳しいものとなっている。介護保険制度を継続していくためにも介護予防、疾病予防を進めていくことが必要である。

また、高齢者が生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができるよう、介護予防・生活支援を推進するとともに、趣味活動や地域における交流活動の更なる支援が必要となる。

③障がい者福祉

障がい者福祉では、障害者総合支援法等により障がい者が地域で自立した生活ができるための支援サービスを提供している。社会参加を促進するための施策に取り組む必要がある。

④保健

母子保健については、育児支援、発達障がい児の早期発見及び早期対応を乳幼児健康診

査、相談事業、訪問事業、各種教室、育児サロン事業等を通して実施している。健康診査及び相談の未受診者やハイリスク者に対しては、訪問での個別フォローを行うことで対応している。成人保健については、早期予防、医療費抑制のため、特定健康診査及びがん検診の受診率の向上が大きな課題である。また、健康診査の結果に基づいた保健指導では、人工透析患者やメタボリックシンドローム判定者が増加傾向にあり、これらを減少させるための取組が必要である。

芦刈町の保健事業については、健康診査は芦刈保健福祉センター「ひまわり」を中心に実施している。指導体制は、保健師又は管理栄養士が出向き、結果説明を行うとともに栄養及び運動指導の教室を開催している。拠点施設の老朽化が課題となっている。

(3) その対策

①児童福祉

多様化する保護者のニーズに応えられるよう、子育て支援の充実を図る。

全ての子どもが健やかに成長できるよう、「小城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき地域ぐるみの子育て支援、子どもを取り巻く安全の確保への対応などの取組、芦刈町への新たな小規模保育施設の誘致などにより地域保育の確保を推進する。

②高齢者福祉

老人クラブ・敬老会等の活動の場を充実し、地域における活動などに参加できる環境づくりに取り組む。また、高齢者の自立生活を支えるための福祉サービスの充実や多様な主体による生活支援サービス、住民相互の支援体制づくりを推進する。

③障がい者福祉

各種相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携し、適切なサービスにつながるよう支援する。また、障がい者が自立し安心して生活できるように就労への支援や社会参加を促進する。

④保健

保健事業については、保健師又は管理栄養士を配置し、効率的かつきめ細やかな事業を展開するとともに、疾病予防及び健康増進を図る。健康診査及び相談の未受診者やハイリスク者に対しては、受診及び生活改善等の指導を充実し、人工透析患者やメタボリックシンドローム判定者等の抑制を図る。

芦刈町の保健事業の拠点となる芦刈保健福祉センター「ひまわり」の安全・安心な環境づくりのために施設の環境整備を図り、地域保健を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	【保育所等整備補助事業】 小規模保育施設整備補助事業	小城市	
	(2) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	【芦刈保健福祉センター管理運営事業】 芦刈保健福祉センター改修工事・修繕	小城市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【子どものための教育・保育給付事業】 ○事業内容 子どもが通う教育・保育施設への施設型給付及び地域型保育給付 ○必要性 子どもの安全・安心を確保し保護者が安心して働ける環境を提供するため ○事業効果 子どもの安全・安心な保育の提供、保護者が安心して働ける環境づくり	小城市	
		【放課後児童健全育成事業】 ○事業内容 児童の放課後の居場所づくり ○必要性 保護者が仕事と子育ての両立ができ、放課後に対象児童が安全で健やかに過ごせる居場所を提供するため ○事業効果 安心して子どもを育てることができる。児童の健全育成を図られる	小城市	
		【地域子育て支援拠点事業】 ○事業内容 地域子育て支援拠点の運営により、子育て世帯への情報提供及び相互交流を実施	小城市	

		○必要性 子どもの健やかな育ちを促進するため ○事業効果 子育て支援の充実、安心して子どもを産み育てることができる生活環境の構築 【子どもの医療費助成事業】 ○事業内容 中学生までの医療費を助成 ○必要性 安心して子どもを産み育てることができる環境整備のため ○事業効果 子育て世帯の経済的負担の軽減、安心して子どもを産み育てることができる生活環境の構築	小城市	
	高齢者・障害者福祉	【老人クラブ活動助成事業】 ○事業内容 単位老人クラブ及び小城市老人クラブ連合会の活動を支援 ○必要性 高齢者の社会参加、健康づくり及び生きがいの促進に寄与する ○事業効果 高齢者の健康増進及び地域力の強化	小城市	
		【在宅高齢者配食サービス事業】 ○事業内容 調理等が困難な高齢者へ配食サービスを行うとともに安否確認を行う ○必要性 高齢者の自立生活の支援及び見守り体制強化に寄与する ○事業効果 自立した生活ができる高齢者の増加及び高齢者見守り体制の強化	小城市	
		【重度障害者等福祉タクシー料金助成事業】 ○事業内容	小城市	

	健康づくり	在宅の重度心身障がい者にタクシー券を交付する ○必要性 重度心身障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の促進に寄与する ○事業効果 障がい者の福祉の増進 【不妊治療支援事業】 ○事業内容 不妊治療を受けている夫婦の費用の一部を助成 ○必要性 経済的負担を感じている夫婦への支援により軽減を図るため ○事業効果 治療をすることにより、妊娠・出産につなげる 【妊娠期支援事業】 ○事業内容 経済的負担を軽減するために、妊婦健康診査費用を助成 ○必要性 妊婦健康診査の実施により、異常の早期発見をし、切れ目ない支援につなげるため ○事業効果 健全な出産・育児につなげる 【育児支援事業】 ○事業内容 母子保健推進員による乳幼児健康診査の受診勧奨や乳児家庭全戸訪問事業の実施 ○必要性 行政と市民のパイプ役として、また保護者の身近な相談相手として育児を支援するため ○事業効果 子どもを安心して育てる環境の構築 【健康診査及び各種検診事業】 ○事業内容 「一般健康診査」及び「各種検診」の実施と保健指導の実施	小城市	
			小城市	
			小城市	
			小城市	

		○必要性 「一般健康診査」、「各種検診」の結果に基づき、病気の早期発見や内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣予防のため ○事業効果 重症化を予防することで、医療費を抑制 【予防接種事業】 ○事業内容 ワクチン接種の希望者に対して予防接種を実施 ○必要性 伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため ○事業効果 疾病の感染やまん延、症状の重症化、合併症の併発を予防し、健康な生活が送れる	小城市	
--	--	---	-----	--

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

7 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本市は、県内5医療圏の中でも大学病院等の高次医療機関までの距離が近く、地理的には理想の医療圏であるが、市民が健康で安心できる日常生活を送るため、必要なときに必要な医療を受けることができる環境が必要である。このため、休日、夜間等においても迅速かつ適切な医療を提供できる地域完結型の医療体制の整備を推進する。また、圏域内において対応できない重症患者等に対する医療行為については、近隣の高次医療機関との円滑な連携により対処するネットワークの構築を推進する。

(2) 現況と問題点

芦刈町は、佐賀市内に存する高次医療機関までの距離は近く、当該地域内には、内科等診療の1医院及び歯科の2医院がある。地域医療を担う小城市民病院は、多久市立病院との統合による新公立病院建設を推進する。

(3) その対策

総合的機能を持った病院を中心として救急患者輸送機関が連携し、急病者に365日24時間体制の医療を提供できるよう、医療施設の整備及び医師等の医療関係者の確保を推進する。

また、既存の民間病院を中心とした医療機関同士の連携、医療資源の効率的運用を図り、救急医療等の医療ニーズの充実に努める。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	—			

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

8 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

本市の教育は、学校・家庭・地域と連携を密にして、市民一人一人が、ふるさと小城市の歴史と伝統を引き継ぎ、豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲や健康に生きるための体力を養うなど「生きる力」を育むこと、「城創伝心」を基本目標とし、総合的な施策を推進することとしている。

芦刈町においては、児童・生徒数の減少が顕著であるが、教育施設・設備の整備充実に努め、教育水準の向上を図る。また、地域住民が総合的な力を身につけるために生涯にわたって学習や活動を継続していくことを支援するための拠点づくりとネットワーク化を進める。

(2) 現況と問題点

①学校教育

芦刈町には、義務教育として小中一貫校芦刈観瀾校がある。高等学校等からは市内や佐賀市及び周辺市町に通学している。児童生徒数は、毎年減少傾向にあり、殆どの学年が1学級と小規模校である。しかし、学校と地域の連携を推進する「学校・地域夢つなぎ応援事業」を展開し、地域住民が「学校支援ボランティア」として、学校活動の支援を行うなど、独自の教育に取り組んでいる。施設面においては、平成23～25年度にかけて小学校校舎、小中共用体育館及び給食センターの改築を行っているが、既存の中学校の校舎は、老朽化している状況である。

②生涯学習

芦刈町には、小城市芦刈地域交流センター「あしぱる」内に芦刈公民館及び小城市民図書館芦刈分室を設置している。地域コミュニケーションを継続させていくためには、学習及びスポーツを通して市民が集う場を提供し、地域・家庭・学校等の連携による地域社会に活かされる学習環境づくりのための施設整備が求められている。

小城市民図書館は、各町にそれぞれ拠点を配置し、貸出・予約サービスなどを行っており、芦刈分室では、毎月のお話会や定期的なイベントの開催で読書文化の普及を図っている。芦刈分室の蔵書数は、令和3年3月末時点で18,388冊、年間利用者は5,078人である。

自動車図書館は、幼児教育・保育施設や学校、高齢者福祉施設を含む市内28か所を巡回し、子どもへの読書活動の推進と交通弱者への読書支援を行っている。平成10年から稼働している自動車図書館は、老朽化による安全対策が課題となっている。

③スポーツ振興

スポーツ施設については、芦刈文化体育館や芦刈運動公園等を整備し、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくり・体力づくりなどのコミュニケーションの場として広く活用されている。また、今後も健康志向の高まりとともに、新たなスポーツ種目の普及が見込まれる。芦刈文化体育館は、老朽化等の課題を抱えているが、2024年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の競技会場として決定しており、大規模な各種スポーツ大会の競技施設としての活用も見込まれることから、スポーツ施設の安全確保及び機能拡充等の整備が必要となる。

(3) その対策

①学校教育

芦刈町に唯一の小中一貫校の芦刈観瀾校では、小規模校のメリットを活かし、保護者や地域と連携した教育活動の更なる推進を図るとともに、老朽化した校舎等を含めた施設・設備の適切な維持管理及び更新等を行う。また、GIGA スクール構想に対応し、ICT を利活用した学校教育の推進を図る。

②生涯学習

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ環境の整備を推進するとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で体系的な生涯学習の充実により地域・家庭・学校等が一体となり、安全・安心に学習ができる環境づくりや施設の整備・更新を図る。

図書館利用向上のため、蔵書を充実させるとともに、人と本を結びつける多様なイベントを開催し、本に親しみを持てる環境づくりを行うとともに、図書館関連施設の整備・更新を図る。

③スポーツ振興

広く誰もがいつでも利用でき、多様化する住民ニーズに対応できる施設整備や子どもから高齢者まで一人一人のレベルに合わせた生涯スポーツの推進を図る。

スポーツ活動やレクリエーション等で地域の中心となる組織、団体との連携を強化し、地域へのスポーツの普及、地域人材や指導者の育成及び資質向上、競技者の競技力向上等の支援を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	【小学校施設維持・整備事業】 改修工事・修繕	小城市	
		【中学校施設維持・整備事業】 改修工事・解体（一部）・修繕	小城市	
	(2) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	【地域交流センター管理・整備事業】 芦刈地域交流センター改修工事・修繕	小城市	
	体育施設	【体育施設管理・整備事業】 芦刈文化体育館改修工事・修繕	小城市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	義務教育	【教育情報化推進事業】 ○事業内容 小中学校の ICT 機器等の環境整備及び維持管理 ○必要性 情報化社会を生きる子どもたちの育成に寄与する ○事業効果 児童生徒の資質・能力の向上及び「生きる力」の醸成	小城市	
	生涯学習・スポーツ	【牛津・芦刈分室管理運営・整備事業】 ○事業内容 市民図書館芦刈分室の維持管理 ○必要性 市民が集う場を提供し、人と人、本と人が出会う学習環境づくりのため	小城市	

		○事業効果 豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を育むことができる 【芦刈社会教育事業】 ○事業内容 成人学級の開催 ○必要性 学習機会を提供する事により、市民が生涯学習への関心を持つことに寄与する ○事業効果 生涯学習の意欲向上	小城市	
		【芦刈社会体育事業】 ○事業内容 市民がスポーツに興味や関心を持てる環境づくり ○必要性 市民の生涯スポーツの普及促進に寄与する ○事業効果 市民の体力向上及び健康増進	小城市	
		【小城市スポーツ協会支援事業】 ○事業内容 競技スポーツの向上と住民スポーツの普及及び促進を図る ○必要性 市民の体力の向上とスポーツ精神を養い、健全な心身の発展に寄与する ○事業効果 市民の体力向上及び健康増進	小城市	
	その他	【学校・地域夢つなぎ応援事業】 ○事業内容 学校・家庭・地域が連携し子ども達の教育を支援する ○必要性 学校・家庭・地域全体で教育力の活性化に寄与する ○事業効果 市民が生涯学習の成果を活かせ、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの見守りができる	小城市	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

9 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能、美しい景観等地域固有の資源、伝承されてきた伝統芸能・文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果している。

芦刈町の小規模集落においては、若年層の減少により、集落住民で行う共同作業や伝統行事などの継続が課題となるなど集落機能の低下が懸念される。このような集落の活性化や地域力の維持・強化を図る。

(2) 現況と問題点

過疎地域が良好な生活空間として維持されていくためには、地域における最も基本的で最小単位の生活圏である集落の維持は不可欠である。

芦刈町の集落は、26 集落（行政区）で形成されており、その規模は 50 戸未満が 10 集落、51～100 戸が 13 集落、101 戸以上が 3 集落と小規模集落が大半を占めている。集落の健全な維持のために自治会組織活動や地域コミュニティ活動を活発化させ、集落機能の充実を図る必要がある。

(3) その対策

地域住民が相互に協働しながら生活の維持及び向上を図るため、地域の現状や課題、将来について話し合う機会の創設や、地域の自治機能の向上を目指し、地域リーダーの育成や地域運営組織の形成を支援する。

また、それぞれの自治会の拠点となる地区公民館を地域住民の学習の場、交流の場、生活向上の場、伝統の継承の場として、一層の充実を図るために、地区公民館の維持や整備に関する支援を行う。

(4) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	【協働による地域の自治機能向上事業】 ○事業内容 地域運営組織（まちづくり協議会等）の設立、運営支援 ○必要性 人口減少や高齢化などに起因する地域コミュニティの弱体化を緩和するため ○事業効果 地域自治に不可欠な人材育成及び組織づくり	小城市	

		【自治公民館建設補助事業】 ○事業内容 自治公民館の建設事業に対し、補助金を交付 ○必要性 地域住民の生涯学習活動及び地域文化活動の振興を図るため ○事業効果 施設、設備の充実により自治会活動の活性化が図られる	小城市	
--	--	--	-----	--

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

10 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

住民の価値観が「もの」の豊かさに加え、これまで以上に「心」の豊かさを求めるようになっていくことから、住民の生活に潤いや楽しさが実感できるよう、多様な文化に触れる機会の提供等を行い、地域文化の振興に努める。

また、住民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させていく支援を進める。

さらに、史跡・名勝・天然記念物・民俗文化財・重要文化財などの歴史的文化遺産を地域の財産として後世に継承していくとともに、地域資源としての活用促進を図る。

(2) 現況と問題点

芦刈町には、伝統芸能として太鼓浮立があり、毎年旧暦6月19日に行われる「沖ノ島詣り」で太鼓浮立を奉納している。芦刈音頭保存会は、芦刈の歴史と名所を織り込んだ芦刈音頭を披露し、継続的な地域文化の振興に寄与している。しかし、活動団体の実情は、後継者の減少により活動の縮小や停止が見られる。平成18年度からは「屋根のない博物館構想」を基に市内の文化財等に順次、説明板を設置している。芦刈町には、平成17年以前に設置した説明板が多く、破損や文字板の劣化のため修理又は更新が必要となっている。(芦刈町の指定文化財「大天満神社四脚門、石造肥前鳥居」芦刈町小路地区)

(3) その対策

伝統芸能や創作芸能を保存し、後世に残すため、活動団体の育成、発表や情報交換の場の機会の提供など継続的な支援を行う。また、地域の文化的価値を高めるため、説明板等の施設整備を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等			
	その他	【屋根のない博物館事業】 文化財等の説明板設置	小城市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	地域文化振興	【伝統芸能・創作芸能団体補助事業】 ○事業内容 伝統芸能・創作芸能団体への活動補助 ○必要性	小城市	

		団体活動の継続により、地域コミュニティなどの維持・強化に寄与する ○事業効果 伝統芸能等の継承、交流人口の増加		
--	--	---	--	--

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

佐賀県で策定されている「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向け、再生可能エネルギーを中心とした社会の実現を目指す。エネルギー起源二酸化炭素の排出削減への貢献から自然環境や地域特性を活かす再生可能エネルギー利用を推進する。

(2) 現況と問題点

東日本大震災以降、国内でも再生可能エネルギーへの期待が高まっており、太陽光発電をはじめとした自然エネルギーへの転換が求められている。

(3) その対策

本市では、「小城市環境基本計画」、「小城市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化防止の推進や地球環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利活用を促進し、脱炭素社会の実現に向けての取組を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	—			

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

市が管理するすべての施設等を経営的視点から総合的かつ長期的に管理・活用するために小城市公共施設等総合管理計画と整合性をとる。

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	移住・定住	移住・定住対策事業	小城市	移住・定住のきっかけづくりのための取組であり、定住者の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶものである。
		特定地域づくり事業推進補助事業	小城市	安定的な雇用環境をつくるなど移住・定住のきっかけづくりのための取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
	地域間交流	地域のまつり支援（補助金交付）事業	小城市	地域内外の人々の交流促進により地域活性化などへの効果は将来に及ぶものである。
		シティプロモーション推進事業	小城市	観光PRのほか、国内外からの誘客の推進等に向けた取組であり、交流人口の増加や市内消費の促進などへの効果は将来にも及ぶものである。
	人材育成	協働による地域の自治機能向上事業	小城市	地域コミュニティの弱体化を緩和するための取組であり、地域自治に不可欠な人材育成などへの効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	第１次産業	新規就農者支援事業	小城市	基幹産業である農業の振興に向け、多様な担い手が農業経営を行っていくための取組であり、産地の競争力強化などへの効果は将来に及ぶものである。
		環境保全型農業支援事業	小城市	基幹産業である農業の振興に向け、多様な担い手が農業経営を行っていくための取組であり、産地の競争力強化などへの効果は将来に及ぶものである。

	商工業・6 次産業化	漁業被害対策特別資金 利子補給事業	小城市	基幹産業である漁業の担い 手が漁業経営を継続するた めの取組である。
		海苔養殖漁場環境改善 緊急対策事業	小城市	基幹産業である漁業の振興 に向け、多様な担い手が漁 業経営を行っていくための 取組であり、産地の競争力 強化などへの効果は将来に 及ぶものである。
		水産多面的機能発揮対 策事業	小城市	基幹産業である漁業の振興 に向け、多様な担い手が漁 業経営を行っていくための 取組であり、産地の競争力 強化などへの効果は将来に 及ぶものである。
		水産業事務費	小城市	基幹産業である海苔を名刺 海苔に加工してイベント等 で配布を行いPRすること で、小城市を訪れてもら うきっかけ作りを行うもの である。
		水産振興補助事業	小城市	基幹産業である漁業の振興 に向け、多様な担い手が漁 業経営を行っていくための 取組であり、産地の競争力 強化などへの効果は将来に 及ぶものである。
		6 次産業化事業	小城市	加工品の開発支援は、付加 価値創出による所得向上に つながる取組であり、産地 の競争力強化などへの効果 は将来に及ぶものである。
		販路拡大事業	小城市	新たな顧客や販路を拡大す る取組であり、地域内商業 の活性化などへの効果は将 来に及ぶものである。
		中小企業小口資金貸付 事業	小城市	中小企業の基盤強化に資す る取組であり、地域経済の 活性化などへの効果は将来 に及ぶものである。

		小城市商工会商工振興 対策補助金	小城市	商工業の振興に資する取組 であり、地域内商工業者の 活性化などへの効果は将来 に及ぶものである。
	企業誘致	企業誘致推進事業	小城市	企業立地による雇用の確保 や税収の増加などへの効果 は将来に及ぶものである。
	その他	観光 PR 事業	小城市	観光 PR のほか、国内外から の誘客の推進等に向けた取 組であり、交流人口の増加 や市内消費の促進などへの 効果は将来にも及ぶもので ある。
		シティプロモーション 推進事業	小城市	観光 PR のほか、国内外から の誘客の推進等に向けた取 組であり、交流人口の増加 や市内消費の促進などへの 効果は将来にも及ぶもので ある。
3 地域における 情報化	情報化	情報系システム等運 用・管理事業	小城市	デジタル化の推進による日 常生活における利便性の向 上などへの効果は将来に及 ぶものである。
4 交通施設の整 備、交通手段の 確保	公共交通	廃止路線代替バス運行 事業	小城市	交通不便地域における利便 性の向上に向けた取組であ り、その効果は将来に及ぶ ものである。
		公共交通維持活性化事 業	小城市	交通不便地域における利便 性の向上に向けた取組であ り、その効果は将来に及ぶ ものである。
5 生活環境の整 備	生活	家庭用浄化槽設置整備 事業	小城市	生活環境の改善及び公共用 水域の水質保全を図るため の取組であり、快適な生活 環境への効果は将来に及ぶ ものである。

	防災・防犯	空き家等対策推進事業	小城市	地域の防犯体制の強化に向けた取組であり、安全・安心な生活環境の確保などへの効果は将来に及ぶものである。
		防犯灯整備事業	小城市	地域の防犯体制の強化に向けた取組であり、安全・安心な生活環境の確保などへの効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子どものための教育・保育給付事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		放課後児童健全育成事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		地域子育て支援拠点事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		子どもの医療費助成事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
	高齢者・障害者福祉	老人クラブ活動助成事業	小城市	介護予防や生きがいをづくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
		在宅高齢者配食サービス事業	小城市	高齢者の自立と安心に繋がる支援の充実及び在宅生活を継続していくための取組であり、その効果は将来に及ぶものである。

	健康づくり	重度障害者等福祉タクシー料金助成事業	小城市	障がい者の自立や社会参加しやすい環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
		不妊治療支援事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		妊娠期支援事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		育児支援事業	小城市	安心して子どもを産み育てるための環境づくりに向けた取組であり、子どもの健全育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		健康診査及び各種検診事業	小城市	病気の早期発見や疾病の感染防止に向けた取組であり、医療費抑制や健康な生活を送れるなどその効果は将来にも及ぶものである。
		予防接種事業	小城市	疾病の感染防止に向けた取組であり、医療費抑制や健康な生活を送れるなどその効果は将来にも及ぶものである。
8 教育の振興	義務教育	教育情報化推進事業	小城市	小中学校の ICT 機器等の環境整備等に取り組むことは、情報化社会を生きる子どもたちの育成に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
	生涯学習・スポーツ	牛津・芦刈分室管理運営・整備事業	小城市	住民の多様な学びに対するニーズへの対応に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。

	その他	芦刈社会教育事業	小城市	住民の多様な学びに対するニーズへの対応に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
		芦刈社会体育事業	小城市	住民の多様なスポーツ活動の推進に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
		小城市スポーツ協会支援事業	小城市	住民の多様なスポーツ活動の推進に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
		学校・地域夢つなぎ応援事業	小城市	市民が生涯学習の成果を活かせ、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを見守る取組であり、地域の教育力の向上に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	集落整備	協働による地域の自治機能向上事業	小城市	地域コミュニティの弱体化を緩和するための取組であり、地域自治に不可欠な人材育成などへの効果は将来に及ぶものである。
		自治公民館建設補助事業	小城市	施設、設備の充実により、自治会活動の活性化を図る取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	地域文化振興	伝統芸能・創作芸能団体補助事業	小城市	住民が歴史や文化に身近に触れ合うことができる環境づくりに向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。